

施設利用の負担軽減について お知らせします

低所得の介護保険

施設利用者の
食費・居住費の軽減
(負担限度額)

①平成28年8月から非課税年金も所得の一部として判定に使用します

介護保険の施設サービス・短期入所サービスを利用する場合、介護サービス費用のほか、食費と居住費(部屋代)および日常生活費が自己負担となりますが、食費と居住費は、収入等に応じて負担限度額が設けられています。

申請により負担限度額認定が行われると、下表の該当要件を満たす方は通常よりも食費・居住費が安くなります。

この認定を行う際、今年から、遺族年金、障害年金などの非課税年金も所得の一部として判定に使用します。

これにより、これまで第2段階に該当していた方が、第3段階に該当する可能性があります。

該当要件	負担額	軽減後の居住費(日額)			軽減後の食費(日額)
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室	
第1段階	老齢福祉年金受給者 生活保護の受給者等	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	課税年金収入額、合計所得金額、および非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の金額。

②8月からの負担限度額認定証の申請受付について

7月まで有効の負担限度額認定証をお持ちの方には、すでに申請

書類を送らせていただきましたが、申請は8月1日(月)までにお願います。

申請に必要なもの 申請書兼同意書、利用者本人の預貯金通帳のコピー(配偶者が健在の場合、配偶者の分も必要)、印鑑、利用者本人のマイナンバーがわかるもの(申請書に個人番号を記入した場合同じ必要)、申請者の身分確認のできるもの(運転免許証等)

申請・問 高齢者介護課 ☎25-5205
吉田 ☎72-6082
大滝 ☎55-10865
荒川 ☎54-2116

社会福祉法人等による 利用者負担の軽減制度

住民税非課税世帯の方で、世帯の収入状況等を勘案し生計が特に困難と判断される方に対し、サービスを提供する社会福祉法人等が利用者負担を軽減する制度です。

申請に必要なもの 印鑑、医療保険の被保険者証、世帯全員の収入および預貯金等の金額がわかるもの(通帳等)

申請・問 高齢者介護課 ☎25-5205
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
吉田 ☎72-6082
大滝 ☎55-10865
荒川 ☎54-2116



申請期限は
8月10日(水)
までです

年金生活者等支援 臨時福祉給付金 (高齢者向け)

今年の5月10日から申請を受け付けている年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の申請期限が迫っています。

申請書は、支給対象の可能性がある方(平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方)に対して、すでに郵送しています。給付対象になると思われる方は、忘れずに申請ください。お申し込みは8月10日(水)の消印までが有効となります。申請期限を過ぎた場合には、受付できませんのでご注意ください。
申請受付期間 8月10日(水)まで(土・日・祝日を除く、午前8時30分〜午後5時15分)

申請・問 社会福祉課臨時福祉給付金担当 ☎26-5062
(歴史文化伝承館2階調理室)
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
吉田 ☎72-6082
大滝 ☎55-10865
荒川 ☎54-2116